

第2回 尾張北部環境組合公害防止準備委員会 次第

日時 令和3年10月28日(木)
午前10時00分から
場所 江南市役所3階
第3委員会室

1 挨拶

2 委員長及び副委員長の選任

3 議事

(1) 尾張北部環境組合公害防止準備委員会の役割について

(2) 新ごみ処理施設の概要について

(3) 施設建設後の交通量について

(4) 事業の進捗状況について

3 その他

《配付資料》

- 資料1 尾張北部環境組合公害防止準備委員会委員名簿
- 資料2 尾張北部環境組合公害防止準備委員会条例
- 資料3 尾張北部環境組合公害防止準備委員会のあらまし
- 資料4 公害防止協定
- 資料5 新ごみ処理施設の概要
- 資料6 施設建設後の交通量

尾張北部環境組合公害防止準備委員会 委員名簿

(敬称略)

No	氏名	役職等	委員要件
1	相京 博和	中般若区 区長	条例第3条第2項第1号
2	相京 定男	中般若区 副区長	条例第3条第2項第1号
3	諏訪 孝	草井区 区長	条例第3条第2項第1号
4	棕野 浩	草井区 副区長	条例第3条第2項第1号
5	内藤 春二	般若区 区長	条例第3条第2項第1号
6	石原 明	般若区 副区長	条例第3条第2項第1号
7	北折 正美	小淵区 区長	条例第3条第2項第1号
8	高木 幹雄	小淵区 副区長	条例第3条第2項第1号
9	中村 英治	南山名区 区長	条例第3条第2項第1号
10	福田 直行	南山名区 副区長	条例第3条第2項第1号
11	米田 和司	山那区 区長	条例第3条第2項第1号
12	倉地 弘美	山那区 副区長	条例第3条第2項第1号
13	林 進	岐阜大学名誉教授	条例第3条第2項第2号
14	永井 恵三	犬山市経済環境部長	条例第3条第2項第3号
15	平野 勝庸	江南市経済環境部長	条例第3条第2項第3号
16	水野 眞澄	大口町まちづくり部長	条例第3条第2項第3号
17	澤木 俊彦	扶桑町産業建設部長	条例第3条第2項第3号
18	牛尾 和司	江南市環境課長	条例第3条第2項第3号

※ 尾張北部環境組合公害防止準備委員会条例（平成31年条例第1号）第4条の規定により、委員の任期は1年（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となります。）

《事務局》

氏名	所属・役職等
坪内 俊宣	尾張北部環境組合事務局長
神林 宏之	尾張北部環境組合主幹
上條 靖之	尾張北部環境組合副主幹
佐藤 隆文	尾張北部環境組合主事

尾張北部環境組合公害防止準備委員会条例（平成 31 年条例第 1 号）

（設置）

第 1 条 尾張北部環境組合（以下「組合」という。）が整備するごみ処理施設（以下「施設」という。）について、公害の発生を防止し、地域住民の生活環境の保全を図るため、尾張北部環境組合公害防止準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行うものとする。

- (1) 施設の公害防止基準に関すること。
- (2) その他施設の公害防止に必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 18 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 地元住民代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

（任期）

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（組合の責務）

第 7 条 組合は、施設の整備及び運営について、委員会の意見を尊重し公害防止に努めなければならない。

（庶務）

第 8 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（尾張北部環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 尾張北部環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 29 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

尾張北部環境組合

公害防止準備委員会のあらまし

令和3年4月

尾張北部環境組合

1 公害防止準備委員会の概要

(1) 目的

尾張北部環境組合が整備するごみ処理施設について、公害の発生を防止し、地域住民の生活環境の保全を図るため（条例第1条）

(2) 委員会設置根拠

尾張北部環境組合公害防止準備委員会条例（平成31年条例第1号）

(3) 所掌事務

- ・施設の公害防止基準に関すること。
- ・上記のほか施設の公害防止に必要な事項に関すること。（条例第2条各号）

(4) 委員会構成メンバー ※ 次頁「2_委員名簿」参照

要件	委員	人数
地元住民代表者	地元6地区 正副区長	12名
学識経験者	岐阜大学名誉教授 林進氏	1名
関係行政機関の職員	構成市町担当部長 及び 江南市環境課長	5名

(5) 任期

1年

(6) 委員報酬

日額 6,000円

（ただし「関係行政機関の職員」については委員報酬を支給しない。）

(7) その他

供用開始年度からは「(仮称) 公害防止委員会」(当該施設の運営等を監視する組織)へ移行する予定

2 委員名簿

(1) 令和元年度

◎：委員長、○：副委員長

委員		
第1号	第2号	第3号
○ 野呂 浩伸 中般若区 区長 馬場 盛吉 中般若区 副区長 伊神 眞一 草井区 区長 須賀 藤隆 草井区 副区長 石原 博 般若区 区長 中野 太四 般若区 副区長 市川 和正 小淵区 区長 北折 博 小淵区 副区長 小室 欽也 南山名区 区長 黒木 英夫 南山名区 副区長 米田 和司 山那区 区長 大滝 雅男 山那区 副区長	◎ 林 進 岐阜大学名誉教授	永井 恵三 犬山市経済環境部長 武田 篤司 江南市経済環境部長 宇野 直樹 大口町産業建設部長 澤木 俊彦 扶桑町産業建設部長 阿部 一郎 江南市環境課長

(2) 令和2年度

◎：委員長、○：副委員長

委員		
第1号	第2号	第3号
馬場 盛吉 中般若区 区長 相京 博和 中般若区 副区長 須賀 藤隆 草井区 区長 諏訪 孝 草井区 副区長 中野 太四 般若区 区長 内藤 春二 般若区 副区長 ○ 北折 博 小淵区 区長 北折 正美 小淵区 副区長 黒木 英夫 南山名区 区長 中村 英治 南山名区 副区長 大滝 雅男 山那区 区長 米田 和司 山那区 副区長	◎ 林 進 岐阜大学名誉教授	永井 恵三 犬山市経済環境部長 阿部 一郎 江南市経済環境部長 水野 眞澄 大口町まちづくり部長 澤木 俊彦 扶桑町産業建設部長 牛尾 和司 江南市環境課長

3 公害防止準備委員会の活動状況等

(1) 令和元年度

回	年月日	場所	内容
第1回	R01.08.20	江南市防災センター2階 防災セミナー室	・尾張北部環境組合公害防止準備委員会の役割について ・委員会開催スケジュール案と審議事項案 ・自主規制値（案）について
第2回	R01.10.03	江南市役所3階 第2委員会室	・自主規制値（案）について
第3回	R01.12.23	江南市防災センター2階 防災セミナー室	・自主規制値について
第4回	R02.02.20	江南市立学習等共用施設 草井会館	・公害防止協定及び自主規制値について 等
第5回	R02.03.08	江南市防災センター2階 防災セミナー室	・公害防止協定及び自主規制値について 等
***	R02.03.12	***	新ごみ処理施設に係る公害防止基準について（通知） ※ 公害防止準備委員会から組合管理者宛てに公害防止基準とするべき数値等について検討した結果を報告

(2) 令和2年度

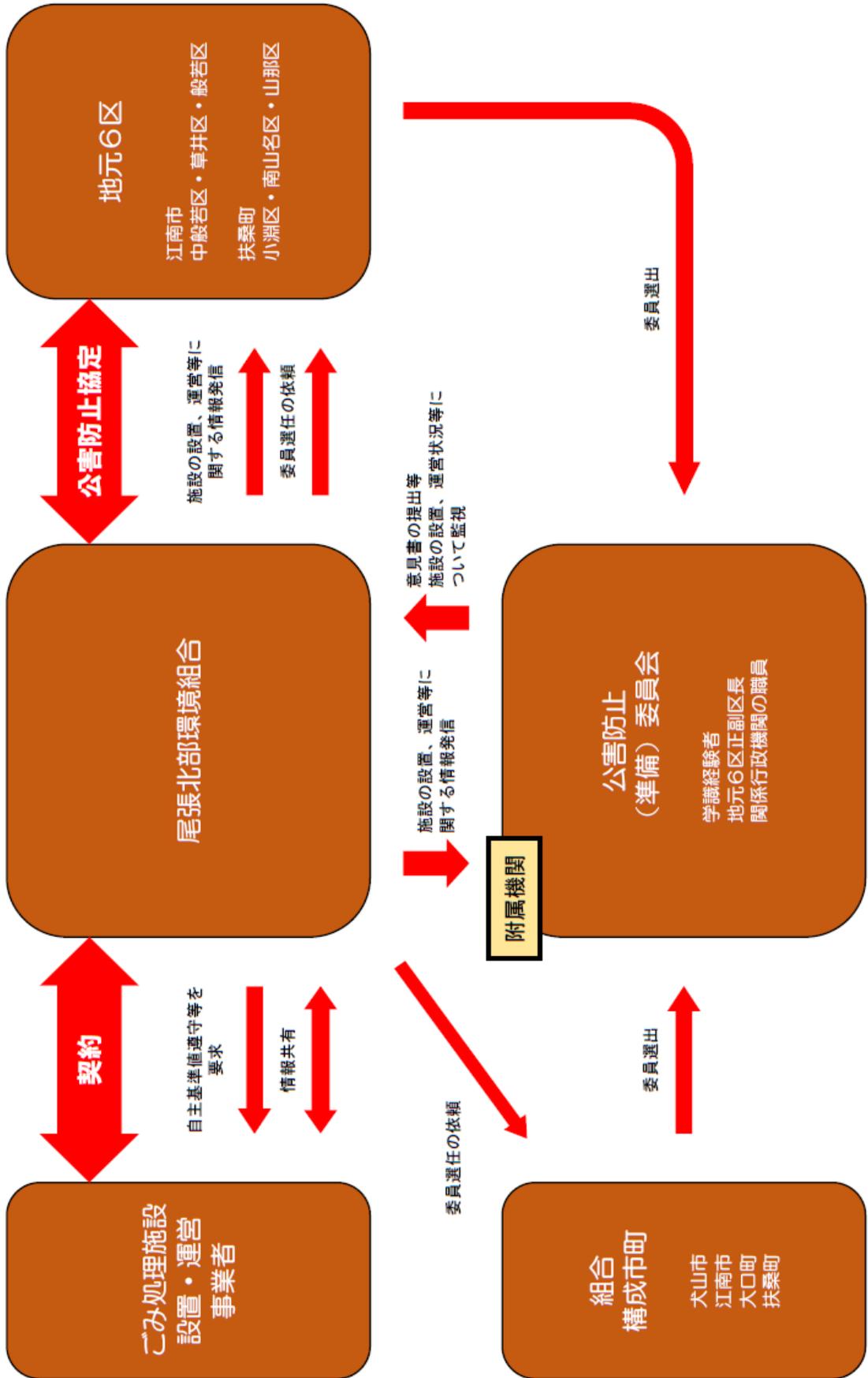
回	年月日	場所	内容
***	R02.04.10	扶桑町役場 町長応接室	扶桑町3区（小淵区・南山名区・山那区）と公害防止協定締結（※1）
***	R02.04.16	江南市役所2階 第2会議室	江南市3区（中般若区・草井区・般若区）と公害防止協定締結（※1）
第1回	R02.05.21	***	中止（※2）
第2回	R02.10.14	名古屋市北名古屋工場	・視察 （委員17名、事務局2名出席）
第3回	R03.02.10	***	中止（※2）

※1 令和元年度に新ごみ処理施設に係る排ガス等の自主規制値について協議し、この結果を踏まえて、令和2年4月に地元6地区と尾張北部環境組合で公害防止協定を締結した。

※2 新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止のため中止とした。

4 関係組織の役割

関係組織の役割



公害防止協定書

尾張北部環境組合（以下「甲」という。）と江南市・扶桑町〇〇区（以下「乙」という。）は、甲が江南市中般若町北浦地内に設置する甲のごみ処理施設（以下「施設」という。）の操業に伴う公害の防止に関し、地域住民の健康で快適な生活環境を守るため、次のとおり協定を締結する。

（基本原則）

第1条 甲及び乙は、施設に起因する公害発生を防止することは重要な社会的責務であることを認識し、それぞれの立場から常に公害防止及び対策について最善の努力をするものとする。

（公害防止委員会）

第2条 この協定の誠実な履行を確保し、施設の操業に伴う公害の発生を未然に防止し、地域住民の健康で快適な生活環境を守るため、公害防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営については、別に定めるとおりとする。

（甲及び乙の責務）

第3条 甲は、施設の操業に伴う公害を防止する責務を有することを自覚し、誠意をもってこの協定を履行するものとする。

2 乙は、乙の代表者を委員会の委員に選出するものとする。

（相互協力）

第4条 甲及び乙は、公害の防止に関する測定及び調査・研究並びに地域住民の健康保護の施策に対し、誠意をもって協力するものとする。

（組合構成市町の長の責務）

第5条 甲は、甲を構成する地方公共団体（以下「組合構成市町」という。）の長と連絡を密にして、施設の運営及び地域住民の生活環境の保全に万全を期するものとする。

(操業における遵守事項)

第6条 甲は、施設へ搬入されたごみの再資源化に努めるものとする。

- 2 甲は、施設に搬入されたごみをごみピット及びヤード以外に集積しないものとする。ただし、再資源化等のための一時積み置き等、正当な理由がある場合は、その限りでない。
- 3 甲は、施設について、その機能が十分に発揮できるよう、常に整備点検を行うものとする。
- 4 甲は、施設の操業にあたり、有害物質等の発生を防止するため、必要な対策を講ずるものとする。

(規制値の遵守)

第7条 甲は、施設の操業にあたっては、別表に掲げる各項目の自主規制値（以下「規制値」という。）を遵守するものとする。

- 2 甲は、前項の規制値を改定しようとするときは、その都度委員会において協議するものとする。
- 3 甲は、第1項の測定又は試料採取にあたり、乙が立会いを求めたときは、業務に支障がない限りこれに応ずるものとする。

(測定の実施等)

第8条 甲は、別表に掲げる各項目の測定を法律等で定める方法及び回数実施し、その結果を記録するとともに、委員会に報告するものとする。

(規制値を超えた場合の措置)

第9条 甲は、施設の操業に伴い第7条の規制値を超えた場合は、速やかにその原因となった施設の操業停止または操業短縮等を行い、規制値を遵守するために必要な対策を講じた上で再操業させるものとする。

- 2 甲は、前項の顛末について乙及び委員会に報告するものとする。

(資料の提出及び立入調査)

第10条 甲は、乙から施設の管理及び運営状況、その他必要な事項に関し、資料の提出を求められた場合は、これに応ずるものとする。

2 甲は、乙が立ち入り調査を要求した場合は、施設の操業及び安全対策に支障のない限りこれに応ずるものとする。

(事故時の措置)

第11条 甲は、環境に影響を及ぼし得る施設の故障又は破損等の事故が発生した場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに速やかにその状況を乙及び委員会に報告し、施設の復旧又は改善に必要な措置を講ずるものとする。

(車両対策)

第12条 甲は、施設に搬入出するごみ運搬車両について、次の各号に掲げる措置を講ずるよう組合構成市町等に要望するものとする。

- (1) ごみ運搬車両の運行管理及び搬入出路について、適切な指導を行い、交通安全の確保及び車両による環境の悪化を生じないようにする。
- (2) ごみ運搬車両は常に点検整備を行い、事故防止を図るとともに清潔の保持に努める。
- (3) ごみ運搬車両は、可能な限り搬入台数の削減及び低公害車両の導入を図るよう努める。

2 甲は、敷地内及び工場付近の搬入出路の清掃を必要に応じて行う。

(損害の賠償)

第13条 甲は、施設の操業に起因して発生した公害により地域住民に被害を与えたときは、直ちにその原因の解明に努めるとともに、その損害を賠償するものとする。

(問合せの対処)

第14条 甲は、乙から施設の操業に関し問合せがあった場合は、積極的に事実関係の調査を行い、誠意をもって対処するものとする。

(施設の変更)

第15条 甲は、施設の規模の変更を行う場合は、計画段階で乙と協議し、委員会の同意を得た後に行うものとする。

(公開の原則)

第16条 甲は、施設の操業状況及び公害防止対策の実施状況に係る関係資料について公開し、必要に応じ委員会に報告する。

(違反時の措置)

第17条 乙は、甲がこの協定に違反したと認められたときは、必要な改善措置を取るよう求めることができる。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項、その他疑義が生じた場合は、その都度、甲乙で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第19条 この協定の有効期間は、施行の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の1か月前までに、甲乙協議し、この協定に何らの意思表示をしないときは、期間満了の翌日から向こう1年間更新したものとみなし、施設の閉鎖までは順次この例によるものとする。

附 則

この協定は、令和2年4月30日から施行する。

上記のとおり合意したので、これを証するために本書を3部作成し、甲、乙及び立会人で各1部を保有するものとする。

令和2年4月 日

甲 尾張北部環境組合 管理者 澤田 和 延

乙 江南市・扶桑町 ○○区 区長 ○ ○ ○ ○

立会人 江南市長・扶桑町長 ○ ○ ○ ○

別表（第7条関係）

1 排ガスの排出濃度

項目	自主規制値
ばいじん	0.01 g/m ³ N 以下
硫黄酸化物	10 ppm 以下
窒素酸化物	25 ppm 以下
塩化水素	10 ppm 以下
ダイオキシン類	0.01 ng-TEQ/m ³ N 以下
水銀	30 μg/m ³ N 以下

2 騒音・振動（敷地境界）

項目	自主規制値
騒音	50 dB 以下
振動	55 dB 以下

3 臭気

項目	自主規制値
敷地境界	臭気指数13 以下
煙突等気体排出口	気体排出口からの悪臭の着地点での値が敷地境界線における規制基準の値と同等となるよう、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した値 以下
排出水	臭気指数27 以下

4 排水（合併浄化槽からの放流水）

項目	自主規制値
BOD BOD除去率	浄化槽法（昭和58年法律第43号） 規制値以下

新ごみ処理施設の概要

◎ 基本事項

建設予定地	江南市中般若町北浦地内（敷地面積：約3ha）														
用途地域	市街化調整区域														
河川保全区域	北側堤防から20m区域、南側堤防から40m区域														
高さ制限	航空法による高さ制限あり														
雨水排水条件	雨水流出抑制設備の設置														
搬入道路	県道浅井犬山線														
施設規模	<p>※入札の中止に伴い見直しをしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（可燃ごみ） 196t/24h（98t/24h×2炉） <p>年間計画ごみ処理量</p> <table border="1"> <tr> <td>可燃ごみ</td> <td>47,147 t（89.6%）</td> </tr> <tr> <td>可燃残さ</td> <td>2,230 t（4.4%）</td> </tr> <tr> <td>脱水汚泥・し渣</td> <td>2,249 t（4.3%）</td> </tr> <tr> <td>災害廃棄物</td> <td>880 t（1.7%）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・マテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ） 14t/5h <p>年間計画ごみ処理量</p> <table border="1"> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>1,658 t（58.4%）</td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ</td> <td>1,092 t（38.5%）</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>89 t（3.1%）</td> </tr> </table>	可燃ごみ	47,147 t（89.6%）	可燃残さ	2,230 t（4.4%）	脱水汚泥・し渣	2,249 t（4.3%）	災害廃棄物	880 t（1.7%）	粗大ごみ	1,658 t（58.4%）	不燃ごみ	1,092 t（38.5%）	その他	89 t（3.1%）
可燃ごみ	47,147 t（89.6%）														
可燃残さ	2,230 t（4.4%）														
脱水汚泥・し渣	2,249 t（4.3%）														
災害廃棄物	880 t（1.7%）														
粗大ごみ	1,658 t（58.4%）														
不燃ごみ	1,092 t（38.5%）														
その他	89 t（3.1%）														
稼働時間	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー回収型廃棄物処理施設 1日 24時間 ・マテリアルリサイクル推進施設 1日 5時間 														
処理方式	<p>次のいずれか</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ストーカ式焼却炉 + 焼却灰等の資源化 ② ガス化溶解炉・シャフト式 ③ ガス化溶解炉・流動床式 														
契約期間	<ol style="list-style-type: none"> ① エネルギー回収型廃棄物処理施設 供用開始から20年間 ② マテリアルリサイクル推進施設（プラットフォーム、計量業務を含む。） 供用開始から10年間 														
余熱利用 計画	<p>場内余熱利用：回収した蒸気による発電及び場内給湯</p> <p>場外余熱利用：売電に関し電気事業者と協議</p>														

◎ 法規制値と自主規制値

項目		自主 規制値	法規制値
排ガス	ばいじん (g/m ³ N)	0. 0 1	0. 0 4
	塩化水素 (ppm)	1 0	4 3 0
	硫黄酸化物 (ppm)	1 0	K 値 = 9 ^(※)
	窒素酸化物 (ppm)	2 5	2 5 0
	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0. 0 1	0. 1
	水銀 (μg/m ³ N)	3 0	3 0
騒音	朝・夕 (dB)	5 0	5 5
	昼 (dB)		6 0
	夜 (dB)		5 0
振動	昼 (dB)	5 5	6 5
	夜 (dB)		6 0
悪臭 (臭気指数)	敷地境界線	1 3	1 8
	煙突等気体排出口	同右	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した値
	排出水	2 7	3 4
排水	BOD BOD除去率	同右	浄化槽法規制値以下

※ 1,480ppm に相当

◎ 各施設の諸室等

施設整備の基本方針を踏まえ、地域の環境学習の拠点となる施設を目指す。

- ・ 3Rの拠点として、ゼロ・エミッションを目標とした施設の実現
- ・ 地域との調和を考慮し周辺の生活環境に配慮した地域密着(コミュニティ型)の施設の実現のため、本施設でごみの処理の流れや機能・設備について一体的に見学学習できるよう、安全な見学ルートの確保と見学学習のスペース等を検討する。併せて、バリアフリー化を図り、安全性・利便性にも配慮する。

1 エネルギー回収型廃棄物処理施設

No	名称	仕様等
①	プラットホーム	・ 臭気が外部に漏れいしない構造躯体・仕上げ材料・建築設備とする。 ・ 衝撃強度耐久性を考慮した構造とする。
②	ごみピット	・ 水密性のある密実なコンクリート構造とする。 ・ 壁厚はクレーンバケットの衝撃及びごみの積上げ等を考慮する。 ・ 底部には十分な排水勾配を計画し、隅角部の角切り等により構造上の補強を施す。
③	炉室	・ 要所にマシンハッチを設け、点検、整備、補修等の作業の利便性を確保する。 ・ 見学通路等から炉室を見学できる防音、遮音、防臭対策を施した窓を設置
④	中央制御室	・ 照明・空調・居住性について十分考慮する。
⑤	電算機室	・ 電算機器に影響を与えないように、空調計画は十分考慮する。
⑥	電気室	・ 設置する電気機器の内容に応じて系統的に配置し、点検・整備に支障のない十分な面積を確保する。 ・ 重要な設備を設置する部屋については、想定浸水深より高い場所に設置

2 マテリアルリサイクル推進施設

No	名称	仕様等
①	破碎機室	・ 機械の搬出入が容易にできる位置に設置 ・ 建屋を無窓、鉄筋コンクリート造りの密閉構造として、壁面の遮音性を高める。 ・ 基礎は独立基礎 ・ 音漏れ防止のため鋼板製防音ドアを設ける等の対策を講じる。 ・ 爆発、火災対策として、爆風排気筒、散水装置等を設置
②	選別設備室	・ 主要機器、装置は屋内配置とし点検、整備、補修のための十分なスペースを確保する。
③	搬出設備室	・ 搬出車の出口は、十分な幅、高さを確保する。 ・ 振動、騒音、粉じんに対して必要な対策を講じる。
④	集じん設備室	・ 振動、騒音に対して必要な対策を講じ、壁面の遮音性を高める。

3 管理棟

No	名称	用途	仕様等
①	大会議室	見学者の見学事前説明、講習等に利用	・ 組合議会を開催することが可能な仕様 ・ 100人程度が収容できる規模 ・ 可動式のパーティション(防音仕様)により分割して使用できる仕様
②	展示・学習コーナー	施設見学、行政が推進する環境施策に関する情報提供及び見学・学習に必要な展示品の展示をするために利用	・ 団体見学者にも対応できる規模とし、1クラス分の児童が展示の観覧、体験、解説の視聴等ができる仕様

※ 災害避難所(地震用)や集会施設としての利活用を検討中

◎ 施設の設置・運営事業者に対して求めていく主な事項

1 全体計画

- ・地球環境、地域環境との調和を図り、工事中も含めて環境に配慮した施設の整備を目指すこと。
- ・住民に対し、環境問題、ごみ問題に対して意識が向けられるよう、必要な情報を発信し、循環型社会形成の必要性を認識できる場を提供すること。
- ・排ガス、騒音、振動、悪臭等の自主規制値や処理条件等を遵守できる施設とすること。
- ・焼却灰等については、全量資源化する計画であることを考慮すること。

2 操業における遵守事項

- ・施設を適正に維持管理していくため、保守管理計画を策定のうえ法定点検、法定点検以外の保守点検、機器の調整、日常的な部品の取り換えなど実施し組合へ報告すること。
- ・関係法令、公害防止協定等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理するとともに、自らが行う検査によって関係法令、自主規制値等を満たしていることを確認すること。

3 自主規制値の遵守

- ・自主規制値を満足していることを確認するため施設の性能試験を実施すること。
- ・排ガス等の測定を実施するとともに、データを保存し、公表データの作成をすること。
- ・排ガスの自主規制値に対する要監視基準（運転管理基準）を設定すること。

4 自主規制値を超えた場合の措置

- ・施設の運転を停止したうえで原因を究明し、その対策を検討したうえで必要な措置を実施すること。

5 資料提出及び立入検査等

- ・施設の運営状況について記録し、管理するとともに組合へ報告すること。
- ・施設の立入検査等に協力すること。

6 事故時の措置

- ・マニュアルに従い応急措置を講じるとともに事故の原因を究明し、組合へ報告すること。

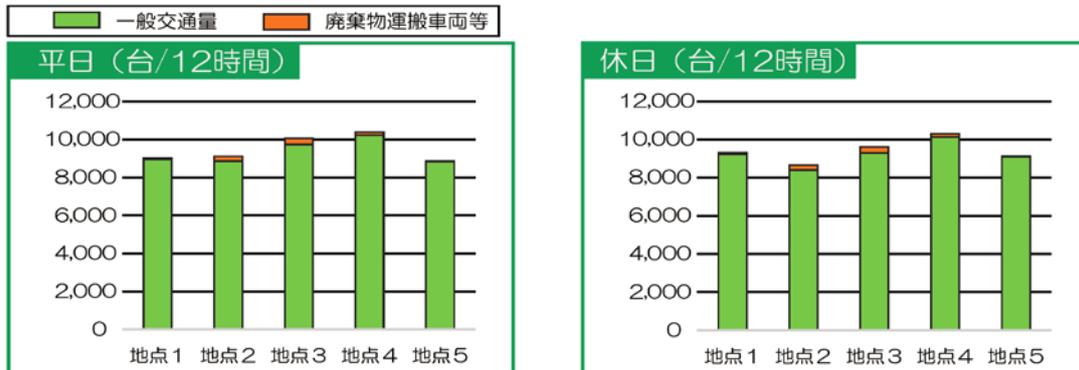
7 その他

- ・常に適切な運営を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ること。
- ・組合が行う周辺の住民との協議に対して、組合の要請に基づきそれに協力すること。
- ・組合が住民と結ぶ協定等の内容を十分に理解し、これを遵守すること。
- ・周辺農地等への影響がないように配慮すること。
- ・施設の運営に関して、住民から意見等があった場合、速やかに組合に報告し、組合と協議のうえ対応すること。
- ・公害防止準備委員会（施設供用開始後は、（仮称）公害防止委員会）から施設の運営に関して求められた事項については、報告書等の資料を作成のうえ同委員会に出席し説明を行うこと。

施設建設後の交通量

交通量：施設の供用（廃棄物等の搬入及び搬出）

【予測】 廃棄物運搬車両等の走行による交通量の増加は、下図（グラフのオレンジの箇所）のとおりであり、最大で3%程度となります。



また、愛岐大橋南交差点における交通混雑度の予測結果は下表のとおりでした。愛岐大橋南交差点での交通混雑度は0.149～0.813となり、円滑な交通処理が可能とされる目安1.0を下回ります。

予測地点 (交差点名)	断面・方向	車線	交通混雑度（平日：10時台）		
			現況交通量	将来交通量	増加量
愛岐大橋南 交差点	a 愛岐大橋	直進・左折	0.574	0.574	0.000
		右折	0.213	0.213	0.000
	b 事業実施区域	直進・左折	0.533	0.642	0.109
		右折	0.534	0.545	0.011
	c 江南市	直進・左折	0.752	0.752	0.000
		右折	0.090	0.149	0.059
	d 一宮市	直進・左折	0.789	0.813	0.024
		右折	0.222	0.227	0.005

※交通量のピーク時間帯である10時台で予測を行いました。

